3. 出願資格

本学に出願できる者は、次の（１）～（３）のいずれかに該当し、かつ、令和９年度大学入学共通テストのうち本学が指定した教科・科目（第１解答科目の指定を含む。29～35 ページ参照）を受験した者とします。

（１）高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び令和９年３月までに卒業見込みの者

（２）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及び令和９年３月までに修了見込みの者

（３）学校教育法施行規則第 150 条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び令和９年３月 31 日までにこれに該当する見込みの者

※高等学校には中等教育学校、特別支援学校高等部、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定又は指定した在外教育施設の当該課程を含みます。

※上記（３）に該当する者のうち、学校教育法施行規則第 150 条第７号の規定により個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者には入学資格を認めます。

本学の個別の入学資格審査により入学資格の認定を受けようとする者は、本学学び・学生支援機構入試課までお問い合わせください。

※詳細は、宮崎大学ホームページをご確認ください。
https://www.miyazaki-u.ac.jp/exam/admission/require.html

【注】大学入学共通テストのうち本学が指定した教科・科目等（第１解答科目の指定を含む。）を受験していない場合には、出願無資格者とします。その場合は教科・科目に係る個別テスト等を受験できませんので、十分に留意してください。